

医師法及び歯科医師法の特別に関する法律案

第一條 學生大臣は、^(昭和二十三年法律第...) 医師法第二條又は^(昭和二十三年法律第...) 歯科医師法第二條の規定にかかわらず、昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮總督、^(昭和二十三年法律第...) 台湾總督、^(昭和二十三年法律第...) 樺太廳長官、南洋廳長官若しくは滿洲國駐劄特命全權大使又は滿洲國の医師免許又は歯科医師免許を受けた日本國民に對して、医師國家試験予備試験委員又は歯科醫師國家試験予備試験委員の選任を續て、医師免許又は歯科医師免許を與へることができらる。

第二條 前條の者は、省令の定めるところによつて、医師國家試験予備試験委員又は歯科醫師國家試験予備試験委員の行う試験を受けることができらる。但し、三回を超えて受験することはできなからる。

前項の試験に合格した者に對しては、医師法第二條又は^(昭和二十三年法律第...) 歯科醫師免許又は^(昭和二十三年法律第...) 歯科醫師免許を與へらる。
附 則

この法律は、医師法の施行の日から、これを施行する。
この法律は、施行の日から五年間、その効力を有する。

國民医療法施行令特例(昭和二十一年勅令第四十二号)は、これを廢止する。

前項の勅令第二條第一項の規定による試験は、第二條第一項の規定による試験とみなす。

昭和二十三年政令第...号附則第二項に該當する者の受験の回数については、なお従前の例による。